

山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託に係
るプロポーザル実施要領

令和7年11月18日

山鹿市教育委員会
(学校教育課)

1 業務概要

(1) 目的

現在、運行管理業務委託を行っている5小学校、3中学校のスクールバスの運行管理業務委託契約の終了に伴い、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの運行管理業務委託契約を行うもの。

(2) 業務名

山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務

(3) 業務内容

スクールバス（市所有バス）による児童・生徒の登下校、夏季休業中の部活動、校外授業等の送迎業務。

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(5) 委託契約の単位及び業務に要する費用（見積限度額）

委託契約の単位（学校）	見積限度額（3年間総額・税込み）	ブロック
山鹿小学校 [4路線]	34,214,400円	A
山鹿中学校 [3路線]	26,730,000円	
鹿北小学校 [2路線]	17,107,200円	B
鹿北中学校 [1路線]	8,910,000円	
菊鹿小学校 [2路線]	17,107,200円	C
菊鹿中学校 [1路線]	8,910,000円	
鹿本小学校 [4路線]	34,214,400円	D
めのだけ小学校 [7路線]	59,875,200円	E
合 計 [24路線]	207,068,400円	

なお、参考見積書の金額が、各委託契約の単位（学校）ごとの業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者であること。

- (1) 山鹿市一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱（令和3年山鹿市告示第162号）に規定する入札参加資格を有する者であり、契約締結日までに山鹿市内に本社又は営業所があること。
- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122

号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

3 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月9日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、持参以外の提出方法の場合は、必ず電話で受理された旨を確認すること。なお、電話での質問の受付は行わない。
- (3) 回答日 令和7年12月12日(金)までに回答する。
- (4) 回答方法 回答は山鹿市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

4 プロポーザル参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年12月3日(水)から令和7年12月10日(水)まで(休日を除く。)9時00分から17時00分まで
ただし、上記質問書を提出する場合は、参加表明書と質問書を同時に提出すること。
- (2) 提出方法 書面(様式9)により、持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

5 企画提案書等の作成及び提出

プロポーザルに参加する者は下記のとおり、(1)に記す提出書類を「山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務提案書等作成要領」に基づき作成し、期限までに提出すること。

- (1) 提出書類・必要部数
 - ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
 - イ 会社概要(様式3)、技術者の概要(様式4)、業務実績報告書及び企画提案書等 原本1部、副本10部
- (2) 参加申し込みブロック数の制限について
参加申し込み可能ブロック数は、3ブロックまでとする。ただし、3回目の募集を行う場合においては、この限りではない。(詳細は、別紙「山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザルにおけるブロック制の導入について」を参照すること。)
- (3) 提出期限 令和7年12月25日(木)午後5時まで(必着)
- (4) 提出方法 持参又は郵送によること。
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- (5) 提出先 山鹿市教育委員会 教育部学校教育課
住所等は、本要領末尾に記載の担当部署を参照すること。

6 プレゼンテーション及び提案審査

プレゼンテーション及び提案審査を以下のとおり実施するので、提案書等を提出した者は参加し、プレゼンテーションを行うこと。

- (1) 実施日 令和8年1月中旬予定 ※詳細については後日連絡
- (2) 場所 山鹿市役所
- (3) 出席者 最大人数3人
- (4) 審査方法

提案内容の審査は、審査委員会が行い、企画提案書、見積書、プレゼンテーション等の内容を評価し、審査基準を点数化した評価項目で採点し決定する。

なお、最高得点を取得したものが2者以上の場合は、見積金額が低いものを選定する。

また、参加表明が1者のみの場合は、採点が審査委員数×68点を達成していれば選定する。

(5) 評価基準

評価は、「山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザル企画提案審査基準」に基づき行う。

(6) 提案内容の説明

- ① 説明時間は、15分以内（会社概要含む。）とする（準備時間は含まない。）。
- ② 企画提案書に沿って説明すること。
- ③ 質疑応答は、10分以内とする。
- ④ プレゼンテーションに当たり機材等を使用する場合は、事前に申し出ること。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザルに参加した者に文書で通知し、山鹿市公式ホームページで公表する。

(8) 参加の辞退

企画提案書を提出した事業者で、参加を辞退するときは、プレゼンテーションの期日までに「プロポーザル辞退届(様式5)」を学校教育課まで持参又は郵送により提出すること。

7 審査項目及び配点

(審査員1人当たり1校の配点)

- | | |
|------------------|------|
| (1) 事業者に関する項目 | 15点 |
| (2) 企画提案書に関する項目 | 65点 |
| (3) 参考見積価格に関する項目 | 20点 |
| 合計 | 100点 |

8 日程（※は、2回目・3回目を実施する場合。）

・ 質問受付締切	令和 7 年 1 2 月 9 日 午後 5 時まで
・ 質問回答	令和 7 年 1 2 月 1 2 日まで
・ 企画提案書等受付締切	令和 7 年 1 2 月 2 5 日 午後 5 時まで
・ 審査会（プレゼンテーション）	令和 8 年 1 月 中旬（予定）
・ 審査結果通知	令和 8 年 1 月 中旬（予定）
・ 契約締結	令和 8 年 2 月 上旬（予定）
※ 2 回目 参加申込締切	令和 8 年 1 月 中旬（予定）
※ 2 回目 審査	令和 8 年 2 月 上旬（予定）
※ 2 回目 審査結果通知	令和 8 年 2 月 上旬（予定）
※ 2 回目 契約締結	令和 8 年 2 月 上旬（予定）
※ 3 回目 参加申込締切	令和 8 年 2 月 中旬（予定）
※ 3 回目 審査	令和 8 年 2 月 下旬（予定）
※ 3 回目 審査結果通知	令和 8 年 2 月 下旬（予定）
※ 3 回目 契約締結	令和 8 年 2 月 下旬（予定）
・ 業務開始	令和 8 年 4 月 1 日

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び本プロポーザルに係る留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が見積限度額を超過したもの。

10 契約に関する事項

提出された提案書の内容に基づき、受注候補者と基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。

なお、契約締結の際は、受注候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

また、受注候補者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、受注次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措

置を行う場合があること。

- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の選定（特定）以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については、特定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592 山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

山鹿市教育委員会 学校教育課

（電話）0968-43-1638 （FAX）0968-43-1218

（メールアドレス）gkyoh@city.yamaga.kumamoto.jp